

## 沖縄工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

平成21年 2月18日  
規則第2号

改正 平成22年 3月17日  
規則第2号

改正 平成28年 2月 9日  
規則第1号

改正 平成30年 8月15日  
規則第1号

改正 令和 6年 6月19日  
規則第25号

改正 令和 6年10月23日  
規則第29号

### (趣旨)

第1条 この規則は、沖縄工業高等専門学校学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第68条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (授業方法)

第2条 専攻科の授業は、講義、演習、実験若しくは実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

### (履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、年度当初に、別に定める「科目登録申請書」を所定の期日までに校長に、提出しなければならない。

2 前項の規定に基づき提出された「科目登録申請書」について、校長が必要と認めるときは、「科目登録申請書」の再提出を求めることができる。

### (試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、前学期末及び後学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に掲げる事由により定期試験を受験することができなかった者のうち、別に定める「追試験受験願」を当該試験期間の終了後速やかに、科目担当教員及び特別研究担当教員の確認を経て校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(1) 病気

(2) 忌引

(3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

4 再試験は、第5条に定める成績の評点が60点未満の者について実施することがある。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績その他を総合して評点で評価する。

2 成績の評語及び評点は、次の区分による。ただし、長期インターンシップ及びグローバルインターンシップの評価の区分は「合格」又は「不合格」とする。

学 業 成 績 の 評 価	評 語
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～0点	F

3 前項の評価は、各授業科目とも出席すべき授業時間数の3分の2以上の出席をしたものに対して行う。

4 再試験を実施した場合の成績の評価は、60点を上限とする。

(単位の認定)

第6条 前条第2項の規定に基づき、評語がS、A、B及びCに評価された授業科目、又は合格と評価された授業科目については、当該授業科目を修得したものとして、単位を認定する。

(再履修)

第7条 第4条第1項に規定する試験の結果、Fに評価された授業科目のうち、修得する必要がある授業科目については、原則として次年度に再履修するものとする。

(学年成績の不服申立)

第8条 学年成績の開示は、当該年度最終の成績通知書送付とし、学生が当該年度の学年成績に疑義がある場合は、不服を申し立てることができる。

2 学生は、送付された最終成績通知書の学年成績に疑義がある場合は、成績通知書受理から5日以内（休業日を含めない）に学年成績確認願（様式第1号）を学生課教務係に提出する。

3 学生課教務係は、学年成績確認願受理後、速やかに科目担当教員に学年成績の確認を依頼する。

4 学年成績確認願を受理した科目担当教員は、受理後3日以内（休業日を含めない）に学生課教務係に学年成績評価確認回答書（様式第2号）で回答する。

5 学生課教務係は、科目担当教員から回答受理後、校長に確認の上、当該学生に回答する。

6 学生は、科目担当教員の回答に不服がある場合は、回答受理後5日以内（休業日を含めない）に学年成績不服申立書（様式第3号）を提出することにより、不服を申し立てることができる。

- 7 学生からの学年成績不服申立書が学生課教務係に提出された場合は、教務委員会は速やかにその内容を審査し、その結果を校長に報告するものとする。
- 8 校長は、教務委員会からの報告に基づき、その結果を最終結果として当該学生及び科目担当教員に通知する。

(修了要件)

第9条 専攻科の修了要件は、学則第66条第1項に規定するもののほか、一般科目8単位以上、専門共通科目34単位以上、専門科目20単位以上修得しなければならない。

(修了認定)

第10条 専攻科の修了認定は、教員会議の議を経て、校長が行う。

(連携教育プログラム)

第11条 学則第60条の2で規定する連携教育プログラムの履修学生が、連携大学で履修する科目の授業方法等については、連携大学の定めるところによるものとし、第2条から第8条の規定は適用しない。

- 2 この規則に定めるもののほか、連携教育プログラムの履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、専攻科の授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平21. 2. 18規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平22. 3. 17規則第2号)

この規則は、平成22年3月17日から施行し、平成22年2月1日から適用する。

附 則 (平28. 2. 9規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 8. 15規則第1号)

この規則は、平成30年8月15日から施行する。

附 則 (令6. 6. 19規則第25号)

この規則は、令和6年6月19日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令6. 10. 23規則第29号)

この規則は、令和6年10月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

年 月 日

### 学年成績確認願

所属コース： \_\_\_\_\_

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_

下記の科目について、学年成績評価の確認をお願いします。

#### 記

開講年度	年度（前期・後期・通年）
科目名	
科目担当教員	
理由	

※学年成績に疑義がある場合は、「学年成績通知書」受理から5日以内（休業日を含めない）に本様式を学生課教務係に提出してください。

年 月 日

### 学年成績評価確認回答書

所属コース： \_\_\_\_\_

学籍番号： \_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 様

担当教員氏名： \_\_\_\_\_ 印

年 月 日付の学年成績確認願について、下記のとおり回答します。

#### 記

科目名	
確認後の成績	<input type="checkbox"/> 現成績評価のとおり
	<input type="checkbox"/> 以下のとおり評価を訂正します。 評点 (      ) 評価 (      )
回答理由	

※「学年成績確認願」を受理した科目担当教員は、受理後3日以内（休業日を含めない）に学生課教務係に本様式を提出してください。

## 学年成績不服申立書

沖縄工業高等専門学校長 殿

所属コース： \_\_\_\_\_  
学籍番号： \_\_\_\_\_  
氏 名： \_\_\_\_\_

下記の科目に係る科目担当教員による学年成績評価の回答について、下記のとおり不服を申し立てます。

### 記

科目名	
科目担当教員	
成績評価	評価 ( ) 評点 ( )
不服申立理由 (科目担当教員の回答を具体的に記入してください。)	

※科目担当教員の回答に不服がある場合は、回答受理後5日以内（休業日を含めない）に本様式を学生課教務係に提出してください。